



日 乗 連 ニ ュ ー ス

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2007.2.22

No. 30-21

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

JAL706 便事故無罪確定に関する 高本機長のコメント

1月23日、名古屋高等検察庁は日本航空706便事故の控訴審判決に対する上告を断念した。
1月9日に言い渡された控訴審判決の内容を見れば、上告断念は当然の帰結である。

そもそもこの裁判は、名古屋地方検察庁が、国際民間航空条約の精神に反し、事故調査報告書を唯一の証拠として起訴を行ったところに誤りがあった。

罪の有無を判断する根拠として、警察検察自身で捜査を行うことをせず、事故調査報告書を基にしたいわゆる伝聞証拠に基づいたことは、国民を守る法の番人としてあるまじき態度であった。

しかも、本件の事故調査報告書は裁判所の検討によっても論理的矛盾や証明不可能な点が多々指摘されるものであった。

この裁判においては、事故調査委員会の調査能力に問題があることが国民に明らかになったばかりでなく、事故調査報告書を鑑定書として司法捜査に提供し、調査の実務にかかわっていない事故調査委員が証人として法廷で証言するなど、世界の常識では考えられない対応を行った。

このような事故調査と責任追及のあり方は、公共交通機関としての民間航空の安全性に著しい悪影響を与えるばかりでなく、厳格な事実証明のない証拠によって罪を問うという、基本的人権を踏みにじる行為でもある。

検察・事故調査委員会共に、国民の安全を守る国家機関として国民の要請に応える姿勢とは程遠いものがある。

安全で安心な国民生活が実現されるよう、早急な改善を求めてやまない。

2007年1月23日

高本 孝一

